

午前10時30分開会

○池田委員長 皆様おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ております。西岡委員が病気治療のため欠席です。

本日の日程をご覧ください。議案審査が7件、報告事項は子ども部が2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席を頂いております。教育長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席を頂き、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。

議案第12号、千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例及び議案第13号、千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部を改正する条例、この2件の議案に関しては、関連しておりますので一括で審査したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、執行機関から説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部1資料に基づきまして、議案第12号、第13号を一括して説明をいたします。

初めに、項番1、改正の理由についてです。これまで本委員会におきましてご報告してまいりましたとおり、訪日外国人旅行者の増加等を背景とした国内宿泊施設の増加により、区民の生活環境の影響が顕在化している状況にあります。特に小規模旅館施設の増加は営業日数に制限がなく、民泊施設の増加以上に区民の生活環境に与える影響が大きいと考えております。

そこで、このたび区民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保することを目的に、「千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例」及び「千代田区旅館業法施行条例」の一部を改正する条例の議案を提出させていただいたところでございます。

項番の2、改正理由でございます。まず、（1）千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例についての主な改正点です。ア、管理者常駐型及び管理者駆け付け型の民泊施設について、文教地区等、学校等の周辺及び人口密集地域における事業は、全ての期間その実施を制限します。イ、事業開始時の事前周知の対象を、周辺住民及び地域関係者に改めます。

恐れ入りますが、別紙3をご覧ください。具体的な規制見直しの内容を図示したものをまとめてございます。

家主不在型の管理者常駐型、管理者駆け付け型とも、改正後は住宅密集地域での営業はできない形となります。また、事前の周知対象につきまして、具体的には規則で定めることといたしますが、周知の範囲につきましては、現行の10メートルから15メートルに、また、対象者につきましては、建物の所有者だけではなく、使用者、また町会等の地域関係者を加えることを想定しております。

再び保健福祉部資料1にお戻りください。次に、（2）千代田区旅館業法施行条例についての主な改正点です。ア、名称を「千代田区旅館業法の施行等に関する条例」に改めます。イ、条例の目的を明記し、区、営業者及び宿泊者の責務を定めます。ウ、施設の構造設備基準に、総客室の延床面積は、200平方メートル以上であることを新たに定めます。その他、所定の規定を整備いたします。

これまでの条例は、旅館業法を施行するための条例として、宿泊者の安全確保を主体とした立てつけの条例となっております。しかし、区内の宿泊施設の増加に伴い、区民の生活環境への影響が顕在化している状況から、旅館業施設についても施設周辺の区民生活に影響を与えないよう事業を行うことを条例に明記するために、条例の名称を改め、目的や区、事業者、宿泊者、それぞれの責務を明記することとしたものです。

両条例の新旧対照表につきましては、別紙1、2のとおりです。後ほどご参照ください。

次に、前回の当委員会にてご質問を頂いておりました、このたび総客室の延床面積を200平方メートル以上とする規制を設けることとした根拠についてご説明いたします。別紙4をご覧ください。

初めに、1、区内旅館施設の現況ですが、これまでもご報告してきたとおり、東京オリンピック開催が決まった頃から新規施設が増え始め、近年は200平米を下回る小規模な旅館施設の新設が増えております。また、施設規模別の旅館業法施行条例違反の状況を見ますと、右のグラフのとおり、総客室の延床面積が小さい施設ほど違反が多く、特に200平米未満の施設におきまして違反が多いことを確認しております。

なお、違反した事業者には個別に指導を実施し、改善を確認しているところですが、時間がたつと再び無人営業を開始している施設も見つかっております。無人営業等の違反が常態化していると判断できた施設につきましては、今後、改善命令や営業停止等の処分を含めた対応を検討しております。

別紙5をご覧ください。現在の小規模旅館施設、民泊施設を地図上にプロットしたものでございます。民泊施設と小規模旅館施設が神田地域に集中していることが読み取れます。

再び別紙4にお戻りください。次に、2、旅館業法等による構造設備基準に関する法令などの規定についてです。旅館業法施行条例第1条では、旅館業法第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、特別区が条例で定める構造設備の基準に適合することと定めております。また、さらに令和8年1月20日付で厚生労働省通知が出され、旅館業における衛生等管理要領に「周辺地域の生活環境への悪影響の防止」が新たに追加となりました。その中で、周辺的生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することは可能であるとされたところです。

次に、3、学識経験者の見解要旨についてです。今回、条例改正を作成するに当たり、区民代表、事業者代表、学識経験者から成る検討会を開催し、意見交換を行いました。検討会やその後の検討の中で、学識経験者より、条例の目的規定を改め、生活環境との調和や住民配慮を明記して、地域住民の生活環境保護を主目的とした構造設備基準として、総客室の延床面積が一定以上の規模が必要との規制を行うことは可能であるとの見解を頂いております。

次に、4、改正案の内容につきまして厚生労働省への意見照会を行いました。特に意見は無い旨の回答を得ております。

恐れ入りますが、資料1にお戻りください。次に、項番4、施行期日について説明いたします。両条例とも、令和8年7月1日といたします。

最後に、項番5、遡及適用について説明いたします。遡及日以前に申請書または届出書を受理した案件につきましては、改正条例を遡及適用しないことといたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。こちら2本の議案についてですけども、質疑は一括して行いたいと思いますので、委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 民泊及び小規模な旅館業については規制をしていくということになるんでしょうけれども、この地図上、資料4の——資料3か。3の地図上を見ると、基本的に住宅があるところでは、もう民泊は全くつukれないという認識でよろしいんですね、これは。

○市川生活衛生課長 全くできないというふうにするものではなくて、住宅密集地とか文教地区、あ、住宅密集地におきましては、家主居住型のものについては、今までと規制が同じですので、民泊は可能となっております。

○牛尾委員 なるほど、そういうことですね。分かりました。

家主居住型でしたらね、家主がいますから、何かしらあった場合に対応可能ということだと思うんですけども、問題は、施行日以前に申請、または届出書を出した案件については条例適用しないとありますけれども、問題は、規制していくのは大事なんだけど、今ある民泊での苦情なり相談事なり、この対応というのは、残念ながらこの今回の条例では厳しくできるもんなんですか、どうなんですか、これは。

○市川生活衛生課長 その点につきましては、特に今までと大きく条例を改正しているものではございませんので、これまでどおり、既存施設、あるいはこれから新規にできる施設につきましては、現在の条例の定めに応じて指導していくということになります。

○牛尾委員 分かりました。家主がいないところについてはなかなかできなくなると。ただ、家主がいるところについてはこれまでどおりだということで、この条例自身は、確かに規制を強化することなんで前向きなことだと思うんですけども、今ある民泊の対策の強化、これについてはどのように今後行っていくつもりですか。

○市川生活衛生課長 今ある施設につきましては、これまでと同様に定期的な巡回、監視をしまして、適正な運営をしているかどうかということを図ってまいりたいと考えております。また、特に夜間に管理者が常駐していないとか、そういう疑いがあるという情報がありましたら、そういったところにつきましては、集中的に夜間も監視を実施して、取締りを行っていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 資料が丁寧で、ありがとうございます。

別紙3の色塗りを変えている資料のところ教えていただきたいんですけども、改正後のほうを見ると、赤と青の2色の色分けになっていて、青のほうは、これは人口密集区域という、上を見ると表現になっているんです。これは、ちょっと地図としては、何ていうか、皇居全域を人口密集区域としていたり、どうしてもこの色分けにしなければならない何か線引きの理由があるのかどうか。それから、この中に赤いぼっちが四つぐらい、島のようにあるんですけども、全日不可が。ここのところは以前から黄色いぼっちになっているところですけども、どうしてなのかなというのと、何が変わるかというところを

教えてください。

○市川生活衛生課長 はい。ちょっと資料のつくりが悪くて、申し訳ございませんでした。

まず、別紙3の上の区域の区分につきましては、例示の書いてある区分でして、下の四つの地図につきましては、たまたま上の人口密集地域と180日実施が可能な地域と同じ色分けをしてしまいまして、ちょっと大変誤解を招いてしまって、申し訳ございませんでした。基本的には、上の地図のちょっと色分けと下の地図の色分けは、ちょっと別として考えていただければと思います。

まず、皇居とか大手町、丸の内、あるいは霞が関の周辺の部分につきましては、これはこれまでと規制は全く変わらず、全ての業態の民泊が可能な地域となっております。その中で、赤い丸とかが幾つかあるところにつきましては、これは保育園とかそういった学校施設があるところでございます、その学校施設の周辺につきましては、制限がかかる地域となっておりますので、その部分につきましては、例えば管理者常駐型民泊の規制区域のときには、改正前については週末しかできないということになっていましたが、改正後はこの部分も規制しますので、黄色から赤に変わっておりますし、管理者駆け付け型民泊の規制区域につきましては、もともと今現在の条例でも営業が全日できないというふうになっておりましたので、改正後もそれは変わらないため、そのまま赤丸のままというふうになっているものでございます。

○池田委員長 ちょっと、色分けが分かりづらかったですね。改正前と改正後というところが、色刷りが青いのにになってしまっているというのを、改正後の青というのは、恐らく規制なしというところの灰色、上の絵で言うと灰色の色ということでもいいんですよ。

○市川生活衛生課長 はい。そのとおりでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 はい。一つ分かりました。

それと、この、今まで何区か、中央、目黒、荒川、江東、これらのところは、基本的に区全体で土日のみというような、一律規制型でやってきているんですが、この色塗りで言うと、それと同等になるところが出てきているのか。ちょっとその区分けが、民間事業者は難易度別みたいなのを星分けしていて、千代田区さんは難易度が4と。星が多いほど厳しいんですけども、その今言った中央、江東、目黒、荒川は、当初から、8年前からそうなんですけれども、いまだに星五つという状態で、千代田区は2区分したわけですよ。2区分のほうの一方、つまり赤ですかね、というのは、そういう難易度を5という、一番厳しい水準になるという理解のために聞いているんですけど、そうなったと。つまり、人が住んでいるところは一番厳しくしたんですよということなんですか。

○市川生活衛生課長 まず、人が住んでいるところについて厳しくしたという点については、そのとおりになると考えております。

なお、この住宅宿泊事業法に関する条例を制定するときにも、多分議論されたということなんですが、区全体を例えば制限をかけるということについて、法の趣旨に反するというような意見が厚生労働省からございまして、それで人口密集地域以外のところについては、特に規制をかけないようにしたというふうには聞いております。

○小枝委員 なので、千代田区は2区分なので、一律じゃないですよという理屈なんじゃないかなというふうに、その確認をしたわけなんですけれども、ちょっと分かりやすさと

というのは非常に大切かなというふうに思ったので、そういうことですよという。

当初、保健所さんのほうには迷惑をかけたんですけども、私のほうも2項目、6条と11条を規制強化すべきだと言って、別条例提案をしてやった経過があって、ちょっと考え過ぎたかなとこの間も言ったんですけども、それほどもめていないしと思った経過があるものですから。8年たって、一部については一律強化を行うということは、まあ、これも、でも実験だと思うんですね。まだ足りないかもしれないし、もしかしたらそうじゃないのかもしれないし。そういうところの試行錯誤というふうに私は見たいなというふうに思っているものですから、ちょっとその理解のところを確認したいと思いました。

どういうふうに、今回はこの色合い、色分けで言うと、赤のところが目黒、江東、当時は、厚労省に何と言われようと、中央区さんたちも一律規制をかけたわけだけけれども、千代田区は厚労省がそう言っているからかけないよと言っただけけれども、今回は、その色分けの1区分についてはそうするよという解釈でいいですか、現時点の解釈は。

○市川生活衛生課長 はい。基本的には、住宅密集地に関してはその考えでいいと私は考えております。

○小枝委員 住宅密集地。だから。

あんまり細かくなっちゃうといけないし、かといって、理解せずにスルーしちゃうのいけないと思うので聞いているだけなんですけど、この住宅密集地という表現は、この場合は赤のほうでいいんですよね。

○市川生活衛生課長 下の四つの地図の部分につきましては、赤の部分、住宅、人口が密集している地域というのは、赤の部分と、あと、ちょっと非常に分かりにくくて申し訳ないんですが、学校周辺、文教地区のところの囲ったところを除いた部分になりますね。

○小枝委員 なるほど。全部理解できたわけじゃないんですけど、そういう法律上、何か考え方の基準があるんですね。もう、そういうことなんですよ。まあ、ちょっとね……

○高木地域保健担当部長 地域保健担当部長。

○池田委員長 地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 ご説明が不足しております、申し訳ございません。

住宅密集区域という考え方は、この制度の開設のときに、区でいろいろ検討を重ねる中で、国勢調査による人口の密度から区として独自に定めたものでございまして、内容は、別紙3の上の黄色と青とオレンジとグレーの図のほうをご覧くださいまして、この青の部分が住宅密集区域として区分しているところでございます。こちらは、今の民泊については、ほぼこの青のところ、上の図の青いところで、管理者が常駐型、そこでそういう形で営業されている方が半数以上を占めている状況でございます。

この間、先ほどからもご指摘いただいておりますとおり、区としても民泊施設の指導監督に努めてきたところでございますけども、なかなかその施設数が今後どんどん増加するような状況にありますと、その指導自体がなかなか難しい状況もあるということで、この制度開始当初は、担当、区としてもできる限りの規制をしようということで、区として考えた上でこういった区域の区分を設けたわけなんでございますけども、なかなかそういった形でも難しいということから、今般、家主居住型でない施設については、この別紙3の下のとおり、住宅の密集区域、それ以外という、この2区分にいたしまして、週末だけの営業ということができないようにしようということでの規制強化をするものでございます。

これが、その難易度が4なのか5なのかというところは、それはもう事業者さんのほうで判断されることですので、区としてどの程度難易度が上がったかということをお願いすることは難しいわけでございますけれども、今現状の施設の現況を見ておりますと、今後の新設はかなりハードルが上がるのかというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 分かりました。

それで、今日の資料でまたさらに分かったことは、実は民泊施設ではなくて旅館なんだという、旅館、ホテルの、何ていうんですかね、が増大と言ったらいいのかわからないんですけど、営業とみんな見分けがつかないから、どうなんだ、どうなんだというような陳情も来ていて、非常に詳しいものが来ているんだろうと。ついているのかもしれないけれども、実際は、今の、今度の地図で言うと、最後の別紙5ですね。別紙5の資料を見ると、旅館業とホテルの赤い印のほう为民泊の印よりもずっと多いということが分かる。それが、これ、今回は200平米までに、何ですか、床の規制を、これ、かけましたという定めなんだということを理解しましたが、実際、まちで起きていることが何なのかというのがいまいち分からなくて、200以下でホテル営業という届出がこの間そんなにあったのか。最初聞いたときに想像したのは、既にホテルや旅館営業をしている方が、少し周辺の空き部屋も借り入れるなり何かして、そこもうちの旅館だよというふうにしたのかなというふうには思ったりしたんですけども、その辺の実態が詳しいと思うので教えてください。

○市川生活衛生課長 まず、小規模な旅館が増えているという現状なんですけども、実は別紙4の、グラフを並べたところの左の1の旅館、許可件数の推移というグラフがございまして、で、旅館業の許可というのは永久許可でして、一度許可が出ると廃業するまでそのまま継続していきますので、新規に営業許可が出た件数というのは、そのまま増加している件数と大体同じと考えていただいてもいいと思います。

その中で、このグラフを見ていただくと分かるんですが、平成の25年ぐらいから200平米未満の旅館業施設というのが少しずつ増え始めまして、東京オリンピックの開催が決まった頃からホテルの建設ラッシュというのが始まったわけなんですけど、そのときに、併せて平成30年に旅館業に関する法律の改正がございまして、それまでは旅館については5部屋以上、ホテルについては10部屋以上ないと許可が下りなかったところを、その規制が撤廃されました。それによって、極端なことを言うと1部屋でも旅館ができるというふうに、法律上なったところでございます。

ただ、千代田区の場合は、1部屋であったとしても、旅館としての体裁を整えていただくために、玄関帳場ですとかそういった規制を設けましたので、他区よりは旅館の増加というのはあまりありませんし、マンションの1室がある日突然旅館になるというようなことは、事実上できないような条例にはなっているんですけども、それでも、例えば、大体4階建てぐらいの築60年ぐらいのビルをリノベーションして旅館に変えるとか、そういったようなことが非常に増えてきてまして。例えば1階、2階は飲食店だけども、3階、4階が旅館であるとか、そういった施設が令和に入ってから急激に増えていて、今日に至っているという状況でございます。

○小枝委員 そういうことなんですね。また、法の規制緩和があって、それに乗じてこの棒グラフどおりに増えてきて、それに対して千代田区独自の規制をかけるという適切な判

断かというふうには思います。

その上で、それでどのくらい規制というか、現場のコントロールができるのかなというところも不安なところですけども、今は陳情審査じゃないので、分けてはいかなければいけないんですけども、その中で情報として学んだところというのは、非常に現場現場の、何ていうんですかね、具体的な、こうしたらいいじゃないか、ああしたらいいじゃないかということが出てきていて、今日の条例と、それができているか、できていないかというのをここで一個一個ちょっと確認することはちょっとできないので、できないというか無理ですよ。うん。

なので、確認をしたいのは、区がマンパワー的に、何人体制で、現地に行ったり、それから民泊だったら表示をしなきゃいけない、表示がこういうふうにあるよとか、旅館だったらこういう表示がなければならぬ、あるいは年間に1回は届出、何かやり取りを確認しなければいけないとかコミュニケーション、あるいは旅館業組合というのに入ってもらうなくちゃいけないとか、何らか、何らか、その何か、何ていうんですかね、コミュニティとうまくつながるような方法なり、あとは人手の手配ということがされているのかどうかということ、今回、ちょっと両方あるから、民泊は町会にも聞いてねとかね、そういうことをしたというのは分かるんで。実態がどういうふうに回っていくのかというのが、区に限られた人手の中でやっているところで、規制はするんだけど、じゃあ現場に行っ

てどうしますよというのが、まだ一つ見えてこないんで、ご説明いただければと思います。
○市川生活衛生課長 まず、監視体制につきましては、現在、職員のほかに会計年度任用職員とかがおりまして、現在の数であれば、定期的に監視をするということは可能と考えております。で、常勤職員については6名でございます。会計年度任用職員につきましては、まず環境衛生監視が3名と、あと民泊と受動喫煙の監視員が4名おりますので、それらの人数を工夫しながら監視を行うんですけど、大体監視を行うときは、1人で行うのではなくて2人から3人で行くということになりますので、年間、少なくとも小規模の施設については、1回から2回は監視が現在ではできている状況でございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 資料をしっかりと作っていただきまして、ありがとうございました。今の説明も含めて、課題意識というのが非常に理解できました。

分かったことは、事業者の方々がルールを守らないのでこれを規制していくということなんですけども、ルールを守らないからルールを厳しくするということが、ルールを守ることにつながるのかというところに不安感を感じました。届出が出ない民泊みたいなものが増えてしまっ

てはいけないと思うので、この辺りは検討していただきたいと思います。ほかに、例えば常駐になったら問題が解決されるのかと。もし多言語問題が問題の一部であるとして、人がいたとしても、多言語対応ができれば問題が解消しないということもありますし、規制を守ってもらうことで、区民の人たちの物理的ではなく感情的な漠然としたその不安感みたいなものに対して、どのように応えていくかというところは、非常に重要なのではないかなと思っております。

質問なんですけれども、ここで学識経験者のご見解をお伺いしたと書いてありますけれども、どのような学識者のご意見を伺ったか、教えていただければと思います。

○市川生活衛生課長 まず学識経験者なんですけども、上智大学の法学部の北村教授にご意見を伺っております。ここでは、検討会のおきだけではなくて、もともとこの今回の条例案を作成する段階からいろいろと相談してまいりまして、今回、面積規制をかけるということについて、最初でもご説明しましたとおり、今までの条例の立てつけで面積規定の規制をかけるということが、なかなか、もともとの条例のつくりというのが宿泊者に対する安全を確保するためにできたところを面積で規制するということが、むしろそれは周辺住民とか、そういった、人への配慮のために規制をかけるということになりますので、現在の条例の立てつけだとそれがなかなか難しいだろうということで、今回、事業者の責務ですとか、区の責務とか宿泊者の責務というのを新たに設けた上で、こういった総客室の延床面積の規制をかけるということを一応可能にしたものでございます。

○池田委員長 地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 課長のご答弁を補足して、ご答弁申し上げます。先ほどルールを守らないから規制を強化して、隠れた届出を出さない施設が増えるようでは困ると。それはもう、ご指摘のとおりかと思えます。

既存の施設についてですけども、先ほどからご答弁申し上げますとおり、今回の条例改正がその既存施設に対してのものでないということは、当然所管としても承知をしておるところでございますが、小規模の旅館、あるいはその民泊、家主がいない民泊施設について非常に違反が多いということはこれまでの経験から分かっておりまして、そういった施設に対しては、根気強く継続的に指導を行っているわけでございますけれども、そういった体制を確保していくためにも、これ以上の施設の増加はやはり避けたいというのが実際のところでございます。

また、多言語対応について、物理的な、感情的なものについて対応していく必要があるというご指摘につきましては、本会議でもご質問を頂いておりますとおり、やはり地域のルールやマナーについて周知の必要があるということをご指摘のとおりかと思えますので、そういったことについても取り組んでまいります。

○ふかみ委員 ありがとうございます。今ご説明いただきましたように、実際にはなかなか問題が、何ていうんですかね、民泊にとどまらない部分もあるんだと思うんですよね。で、この学識者がどなたでしたかということなんですけども、ぜひ、国際観光論であるとか、国際マネジメント、異文化マネジメントであるとか、これからも多くの方々の出入りが増えてくるかと思えますので、専門家の方々たちの意見を伺った上で、経済面、それから福祉面を含めましてご検討いただくとありがたいかと思えます。

私自身も引っ越しをしたときに、出入りの多いところだったんですけども、トコジラミかもしれないと言われた翌日に体中に発疹ができたという、不安というのはなかなか恐ろしいものだと感じております。ぜひ、この辺りを、しっかりと専門家の方々のご意見を伺って進めていただきたいと思います。

○市川生活衛生課長 基本的にはふかみ委員のおっしゃるとおりにしていきたいというふうに考えております。

確かに、今、保健所では、基本的には許認可を担っているということで、主に衛生面のところを基本的に見ていくことにはなるんですけども、事業者へのアドバイスとして、そういうようなことを説明をしていくということも必要なかなというふうに思いましたの

で、検討してまいりたいと思います。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、この条例に違反した場合、どのような罰則とか、そういったものが適用されるのか教えてください。

○市川生活衛生課長 まず、今回の定めたものというのは、構造設備の基準に関する規定になりますので、その条例に違反をするということになりますと、旅館業法の違反ということになりまして、それに基づく罰則の適用ということになります。

○おのでら委員 違反者を公表するだけですかね。どういう形の、実際には、例えば経済的な罰則があるのかどうか、罰金あるいは過料なのか。

○池田委員長 地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 こちらについては、住宅宿泊事業も旅館業も、新設に関わる内容でございますので、そもそも営業していただけないということになります。

○おのでら委員 ちょっと私が気になっているのは、虚偽の届出があったとき、設立を無理やりやるというか隠れてやる民泊に対して、何らか過料ですとか、そういうのを科すことによって、そもそも経済的な負担を与えて、もう営業をやろうという気がなくなる、そういった方策というのはつukれないのかというような質問でした。

○市川生活衛生課長 違法民泊につきましては、これは旅館業法の無許可営業ということになりますので、無許可営業の場合には、実際には告発を、営業をやめない場合には告発をした上で、旅館業法に基づく処分ということになりますから、罰金とか、たしか懲役もあったと記憶しております。

○池田委員長 はい。

ほかは。

○えごし副委員長 私は最後1件だけ。住宅宿泊事業者への周知の徹底という部分で、今回強化されることにもなっております。これまでの10メートル以内のというところから、しっかりと周辺住民に周知をしていくと。この周知の方法とか、またどういう内容を周知していくかとか、そういうところは、また今後多分決めていくことにはなると思うんですけども、そこもしっかりと、ただ周知をしろというだけじゃなくて、しっかりとこういう内容をちゃんと周知するとか、こういう方法でしっかりと周知するとか、また地域の方とか区民の方のお話も聞きながら、そこもしっかりと決めていっていただきたいというふうに思います。そこもお答えください。

○市川生活衛生課長 今回、周知の範囲につきまして、ちょっと拡大をした上で、地域関係者も含めるというふうな改正にいたしますが、地域関係者などというのは、主に町会などを想定したものでございます。

基本的には、民泊を開始する前に事前周知ということになりますので、これまでも書面での開催、あるいは個別に訪問していく、どれかを事業者が選んでいただくということになります。町会などにつきましては、なかなか町会のほうで、どこに訪ねていけばいいのかとかという問題とかもあるかと思っておりますので、今考えていることといたしましては、民泊の相談があって、実際に届出が受理できそうな案件があるということが出てきた段階で、事前に町会関係者の方に、そのことについて事業者からの説明が必要であるかどうかということをお話をちょっと打診した上で、説明が必要だということであれば、その連絡先や何

かを伺った上で、そこに連絡するように橋渡しをしていく方法で周知していこうかなというふうには考えております。

○えごし副委員長 橋渡しは必要な方に届けるという形ということですかね。ある一定区域内にしっかりと、何かこう、周知するというわけではなくてということでもいいんですかね。確認です。

○市川生活衛生課長 まず、民泊施設ができる周囲には、今までの10メートルから15メートルに一応拡大をした上で、今までは建物の所有者だけだったんですが、建物の使用者についても説明をするというふうに、まず拡大をする予定で考えております。その上で、その建物が、民泊施設ができる周辺の町会や何かの周知につきましては、町会によっては説明に来られても困るという方もいるというふうにお伺いしておりますので、まずは説明が必要であるかどうかということをして1回町会関係者の方に打診した上で、必要であるということであれば、その旨を民泊を開始しようと考えている事業者の方に伝えた上で、必要な説明を行っていただくようにこちらから働きかけるという方法を取ろうと考えております。（発言する者あり）

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 周知の仕方のところなんですけれども、町会長さんに個人的に伺ったりとかすると、どうしてもその個性とか、繁忙、忙しいとかって出てきてしまうので、何かもう少し周辺に丁寧な知らせ方があったほうがいいんじゃないか。多分、条例というよりは運用だと思うので。まあ、看板までして告知するべきかというのは、判断は違うかもしれないので、どういう方法だったら、例えば町会の会議のところ知らせていくのであるとか、ちょっと、今、どういう方法かというのは分からないんですけども、知らない間にそういったものができてしまった、いや、町会長には言ったんですよと、よく建設の現場であることなので、そこは何か工夫が必要なような気がします。いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 はい。その辺のところは、小枝委員のご指摘のとおりというふうに我々も考えておまして、町会ごとに意向とかが違うところもあるというふうに聞いておりますので、そのところは、まずは情報を伝えた上で、どのように知らせていくかということについては、保健所だけでちょっと判断できることでもないところもありますので、そこは出張所や何かと協力して相談しながら、事例ごとに判断して決めていくというようなことも出てくるというふうには考えております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 その周知の方法ですけども、例えば民泊届出が来るわけですよ。それを、例えば区のホームページに新たな民泊の届出ということで公表するなんていう方法はやっていらっしゃるんですか。できないですかね。

○市川生活衛生課長 民泊施設につきましては、現在も、施設の届出が出ているものの一覧については、ホームページで掲載しているところではございます。ただ、民泊については、届出が出てきて即受理をするというような形は取っておりませんで、まずは民泊の相談があった段階から、いろいろと必要書類や何かを全部そろえていただいた上で、実際にその施設を確認して、民泊の場合の施設が整った場所であるということを確認した上で最終的に届出を受理するというふうにしておりますので、実際に相談があってから最終的に書類を受理するまで、おおむね1か月ぐらいは時間がございます。ですから、その間に周

辺地域に対する周知というのをしていくということになると思いますので、まずは、その地域に関係すると思われる方々にこちらから打診をする、あるいは事業者自身が打診するというふうな形を取っていただくというふうなことを考えております。

○牛尾委員 分かりました。仮に、例えば説明というか周辺の方々にお知らせすると、町会にお知らせするといった場合に、ここではやってくれるなど、反対の意見がたくさん出たとするじゃないですか。そうした場合、区としては、それでもやっぱり基準を満たしているから受理するんだと。それとも、周辺住民等の反対があるから一旦考えていただくというような対応なのか。その辺の区のスタンスというのはどうなんですか。

○市川生活衛生課長 まず、法律の立てつけ上は、届出側の要件が整っていれば受理をしないということではできませんので、住民の反対があったからといって、その民泊施設の届出を受理しないということをもしやってしまうと、それは逆に、裁判とかになった場合、区が負けてしまうということになりますので、難しいかなというふうに考えております。

ですから、反対が出ているということであれば、その懸念を解消する。恐らく懸念事項があって、民泊ができることに対する不安があってそういう懸念を示されているということだと思いますので、そのところは事業者とその懸念を示している方々とよく話し合っ

て解決していただくように、事業者に指導をしていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で質疑を終了いたします。

討論につきましても、この2件を一括して行い、採決はそれぞれ1件ずつ行いたいと思います。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 省略してよろしいですか。はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第12号、千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第12号は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第13号、千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第13号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第12号及び13号の審査を終了いたします。

次に、議案第14号、千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬保険年金課長 議案第14号、千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する条例につきまして、保健福祉部資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

項番1、条例改正の事由でございます。地方税法の改正に伴いまして、公示送達方法を参照いたします地方税法の条文の変更がございましたため、規定を整備するものでございます。

項番2、条例改正の概要でございます。後期高齢者医療における公示送達について、公示事項を地方税法及び地方税法施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示し、又は公示事項を区に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものでございます。

具体には、改正前の地方税法では、公示送達の方法を掲示場に掲示して行うこととして限定しておりましたが、改正後は、インターネットでの掲示及び掲示場での掲示、または区に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧という表示方法に変更するものでございます。

項番3、施行日につきましては、資料記載のとおりでございます。

項番4、新旧対照表でございますけれども、こちら別紙に添付をさせていただいております。下線を引いた箇所が改正を予定する部分となります。後ほどお読み取りいただきたいと思っております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 省略してよろしいですか。はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第14号、千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第14号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第14号の審査を終了いたします。

次に、議案第15号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小目高齢介護課長 議案第15号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部資料3に基づきご説明をいたします。

項番1、改正理由でございます。区内65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の判定に当たりましては、税法上の合計所得金額を基準としておりますが、令和7年度税制改正の結果、合計所得金額に係る規定が改正をされました。

これに伴いまして、当該税制改正の前後を通じて、介護保険料の判定基準に相違が生じ

ないようにする必要が生じており、国においては、各保険者の介護保険料設定の根拠となる介護保険法施行令が改正されております。

本区でも、同施行令に基づき、保険料段階の多段階化の措置を講じております。具体的に申しますと、標準13段階であるところ、18段階まで本区では設定をしてございまして、保険料基準額の上昇を抑制しているところでございます。この根拠法令の改正を受けまして、条例において所要の一部改正を今回行うものでございます。

項番2、改正内容でございます。令和8年度における第1号被保険者の介護保険料の判定に際しまして、令和7年度と同様の給与水準にある方については、税制改正前と同様の判定となるよう、保険料の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例を設けます。

なお、令和7年度税制改正の前後を通じて、住民税非課税となる方につきましては、介護保険料の判定上も引き続き住民税非課税者として取り扱うことといたします。

さらに、その他といたしまして、令和4年度までを対象として実施してございました新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免措置につきまして、既に期限を迎えて失効しておりますため、同規定を削除いたします。

資料上、これまでの新型コロナウイルス感染症に起因する減免の状況を表としておつけしてございます。3か年の合計といたしまして、計21名、129万2,200円の保険料を減免した実績でございます。

項番3、条例施行期日は令和8年4月1日、項番4、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 確認だけさせていただきます。税制改正によって、いわゆる103万円の壁が123万円に上がることによって非課税の方が増えるけれども、要するに、そのことによって今の介護保険を受けている方の保険料が変わらないようにするためですよという認識でよろしいんですかね。

○小目高齢介護課長 はい。牛尾委員おっしゃるとおりでございます。合計所得金額ですね、給与所得控除額が10万円ほど引き上がってございますので、それに伴いまして介護保険料が変わらないように、基準を改定するものでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 もう一点確認させてください。新型コロナウイルス感染症に起因する減免のところなんですけれども、これ、具体的な数字を出していただいておりますが、例えばコロナにかかって失業した。そうした方が、こうした減免があることを知らずに支払っていた。この場合は、事後的であっても申立てができるということでしょうか。

○小目高齢介護課長 こちらにつきましては、既に令和の4年度までの保険料としてございまして、既に納付期限を迎えて納付していただいていた終わってしまったものでございますので、基本的に還付という処理は難しいのかなというふうに考えてございます。

○小枝委員 まあ、そうですよね。感染症に起因する減免というのは、例えばどんな状況であったんでしょうか。

○小目高齢介護課長 こちらは、事業収入でありますとか不動産収入、あるいは給与所得、そういったものが前年度と比較しまして3割程度落ち込んだ方で、さらにその他の合計所

得も含めまして400万以下である方、こういった方々に適用されるものでございました。

こういった条件に該当する方につきまして、前年の所得が200万円以下である方については保険料の全額を、200万円を超える方であるときは10分の8を減額するというような取組でございます。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 私も確認だけです。すみません、減免措置についてなんですが、税金を払っていなかった方は減免されるということなんですけど、金融資産があってそこから収入がある、例えば1,000万、2,000万みたいな収入がある方というのも、これは減免されてしまうんでしょうか。

○小目高齢介護課長 減免の対象については、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入に限定されてございますので、今おっしゃられた不動産収入に当たれば、そういったものは減免対象になってくるというところでございます。

○白川委員 そうすると、金融資産があって、そこから収入がある方というのは減免が続くと。これは、要するにマイナンバーに金融資産がひもづけられない限りはずっと続くという認識でよろしいでしょうか。

○小目高齢介護課長 こちらについては、この不動産収入が、令和2年、3年、4年の3か年で、対前年度3割落ち込んだ方に限定されておりますので、さらにこの取組はもう既に失効してございますので、今後こういった減免は生じることはないのかなというふうに想定してございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 省略してよろしいでしょうか。はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第15号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第15号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、議案第16号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料1をもってご説明申し上げます。

まず、項番1、改正趣旨でございます。国の取扱いとの均衡等を踏まえまして、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行うものでございます。

項番の2、改正概要でございます。週休日等、いわゆる週休日と休日以外の日における

管理職員特別勤務手当の支給対象時間を、現行ですと「午前零時から午前5時まで」としてありますが、「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大するものでございます。

項番3、新旧対照表は別紙のとおりお示ししております。

項番の4です。施行期日は令和8年4月1日です。

また、前回の当委員会でご確認のご依頼を頂いております本件に係る実績でございますが、文書保存年限に当たる過去5年間では、一度もございませんでした。また、本件と関わりがあると予想できる事案としましては、恐らく東日本大震災のときと考えられますが、遑ってその辺りも調査させていただきましたが、園長及び副園長に当該の手当が支払われたという情報は、確認は取れませんでした。

本件のご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 省略してよろしいですか。はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第16号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第16号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬保険年金課長 議案第21号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、保健福祉部資料4に基づきご説明をいたします。

項番1、概要でございます。令和8年度・9年度の後期高齢者医療の保険料の改定に際し、保険料の軽減に係る経費を引き続き区市町村の一般財源から負担金として支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更するものでございます。

具体には、令和8年度・9年度の保険料につきましては、令和6年度・7年度に引き続き区市町村の一般財源を投入し、保険料軽減対策を実施することとなりますため、保険料軽減に係る区市町村の負担割合を100%とする規約の一部変更手続を行うものでございます。また、広域連合の経費の支弁の方法にのみ係る規約の変更でございますため、地方自治法の規定に基づき、関係区市町村の協議によりこれを定め、東京都知事に届出を行う必要がございます。こうしたほか、この協議につきましては、関係区市町村、この議会の議決を経る必要がございますため、今般ご審議いただくものでございます。

資料の項番2、内容でございます。

(1) 令和8・9年度の保険料でございます。令和6・7年度と比較いたしますと、医療分の均等割で6,000円の増、所得割率は2.2%増となったところでございます。ま

た、来年度より新設する子ども・子育て支援金分として、均等割が1,300円、所得割が0.26%となったところでございます。一人当たりの平均保険料額は14.4%増の12万7,400円になったところでございます。

（2）広域連合が実施する保険料抑制策でございます。保険料抑制策を実施するに当たりまして、令和8年度・9年度2か年で、①の区市町村による特別対策等の継続で232億円、②の基金等の活用で約423億円を投入いたします。

（3）規約の変更の内容でございます。令和8・9年度におきましても、資料記載の5項目に係ります区市町村の負担割合を100%とすることにつきまして、規約の附則に定めるものでございます。

（4）令和8・9年度の保険料における抑制策の効果でございます。政令に基づく算定と抑制策を実施したものとの比較を載せてございます。均等割額で4,800円の減、所得割率で1.21ポイントの減となります。

項番3、施行年月日でございますが、令和8年4月1日となります。

項番4、新旧対照表でございますが、別紙に添付してございます。下線の部分、改正を予定する部分となります。後ほどお読み取りを頂きたいと思っております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 後期高齢者保険料が、均等割は7,300円、これは子育て支援分も含みますけれども、上がると。一人当たり平均保険料が1万6,000円上昇すると。

確かに自治体のほうで負担軽減のためにお金を入れるという努力は分かるんですけども、にしても、75歳以上の方の医療保険、医療費については、窓口負担も引き上がったということもありますし、高額療養費も引き上げられると。一部の薬の保険外し、これもやられようとしているということで、75歳以上の高齢者の方の医療の状況というのはますます厳しくなるというふうに思うんですね。そうした中で、保険料がまた上がってしまうということについては、この広域連合の中でどのような話になっているのか、もしお分かりいただければ教えていただきたい。

○小阿瀬保険年金課長 保険料につきましての負担等々のお話、ご質問いただいたところでございます。広域連合のほうでどういう議論になっているのかということにつきまして、私どもにも広域連合を通じて情報提供を頂いておりますけれども、認識といたしましては、現状におきまして、厳しい状況ではある中でも、高齢者の現状での負担率を低く抑えましたり、保険料軽減策として特別対策、今申し上げましたけれども行いましたり、あるいは基金の活用とか多額の公費、こういったことも入れ込んだりいたしまして、これまでも何とか保険料の上昇を抑えてきている努力をしておりますというところでございます。

このような中で、先ほど牛尾委員から医療費の上昇等々もあるという中で、大変厳しい状況の中でございますけれども、被保険者数がやはり増大していることですか、また医療給付費が伸びてきていること、また、来年度から始まります子ども・子育て支援金などの対応などもございまして、やはり保険料が上がってしまう要素というのが非常に多い中、保険料を下げていくということにはなかなか困難であるということだという説明を頂いているところでございます。

広域連合もそうですし、私どももそうなんですけれど、やはり保険料を抑えたいという気持ちは、保険者である広域連合、あと我々自治体もそういう気持ちを持っているんですけども、こうした中でも医療費の適正化などの取組とか、いろいろ健診の受診の促進でありますとか、また保健師さんなんかいろいろ保健指導なんかデータヘルス計画なんかに基づきやっていただいておりますけれども、そういったことの実施、取組などもいたしまして、保険料上昇を抑える努力はしていくというところが重要だろうというような認識を広域連合も私どもも持っているところでございます。

○牛尾委員 確かに高齢者がお医者さんにかかれば、それだけ保険料に跳ね返るわけだから、例えば早期の病気の治療の発見とか健康診断とか、そういったことで医療費を抑えていくという努力は必要だと思うんですけども、これも限界があると。当然、高齢者は増えていくわけだし、高齢になればなるほど病気になりがちなんで、どうしても医者にかからなきゃいけないということで、その場合、75歳だけで、もう保険をつくっていくという、もうこれね、本当に限界だと私は思っているんですけども、これは国の制度なんで、自治体としてはいかんともし難い面はあるんですけども。

そうした状況の下で、例えば、今回100%、財源を出しましたよとありましたけれども、やっぱり自治体からの負担軽減の財源というのを、やっぱり今後さらに増やしていくという可能性はあるのかどうか、それはいかがですか。

○小阿瀬保険年金課長 特別対策として、区市町村から、私ども自治体からも入れ込んでいくとか、広域連合、東京都の基金を入れ込んだりという中で、そうした一般会計からの繰り入れている部分、それを増やしていくことができるかということなんですけども、やはり全体に関わる部分の中で、貴重な一般財源を頂きながらやっているところでございますので、ここは慎重な、やはり議論が必要になってくるのかなというふうに感じておるところでございます。

そういった面から含めますと、この負担率、今、100%でございますけれども、今後、東京都全体でも、この一般会計からの繰入れ等を含める特別対策については、課題はありつつも、一定程度、現状でもこういった特別措置をやっていくということでございますので、少なくとも令和8年度、9年度は――8年度はですね、特別対策を入れていくというところでございます。ただ、将来的なことにつきましては、一応、課題というふうな認識を東京都全体では持っている、広域連合でも持っている状況でございますので、そこについては、どうしていくかということについては今後検討していくという流れになってこようかというふうに思っております。

○牛尾委員 最後。

広域連合でも努力はされているということで、確かに自治体だけで保険料を引き下げていくというのは、なかなかやっぱり限界もあると思います。そこで、ぜひ、広域連合を通じて、あとは区長会なりも通じて、やっぱり国がしっかりとこうした保険に税金を投入していくということがない限り、保険料をぐっと下げていくというのは難しいと思うんでね。国に対してのこうした保険への税支出というのを強く求めていくということは、ぜひ、広域連合なり区長会なりで訴えていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○小阿瀬保険年金課長 もちろん課題認識という、制度の課題認識というのは広域連合のほうも持っているところではあるというふうには認識しておるところでございます。直接、

私どもといたしまして関係するところといたしましては、まずは関係する課長会なんかもございますので、そうした頂きましたご要望、ご意見、また課題認識等につきましては、関係する課長会などでも、まずは共有させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○池田委員長 はい。

おのでら委員。

○おのでら委員 関連するところではあるんですけども、令和6年、7年度の保険料を軽減するために使われた、区市町村による特別対策のところは219億円だったので、今回5%ぐらい増えたということで、一方で、基金等の活用のところは、前回260億だったのに対して1.5倍ぐらいになっていると。ですので、今回、軽減できたという、特に強い効果を発しているのは基金等の活用だと思うんですね。ただ、一方で、その基金があとどれくらいあるのか。その辺り、いかがでしょうか。というのも、今後、抑制をずっとこのペースでやっていくと、いつか基金が枯渇するおそれがあるので、ちょっとそこを教えてくださいいただければと思います。

○小阿瀬保険年金課長 令和6年度末の残高で申し上げますと、広域連合が管理する基金、こちら特別会計調整基金という名称になりますけれども、こちらが約390億円でございまして、東京都が管理する基金、財政安定化基金というものがございます。こちらが約212億円と聞いてございます。合計いたしますと約602億円ということになりますけれども、基金も限りがございますので、その使用、活用につきましては、やはり、それぞれ保険料を算定するときに当たって、社会状況ですとか被保険者の状況なども勘案しながら投入すべきものかなというふうに考えているところでございます。

○おのでら委員 基金は、そうすると毎年、毎年というか定期的に補充されるというか、そういった積み立てられるものだというふうにちょっと理解はしているんですけども。このままいくと、次回は五、六百億ぐらいは基金が必要になってくると思うんで、あつという間になくなってしまおうと。ですので、今後も、基金の積み上がり次第ではあるんですけど、そこをしっかりと積み上げてもらうというか、今後もその軽減策が続くように努力いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 基金のご質問を頂いたところでございますけれども、広域連合からの説明によりますと、現状では東京都の協議の中で、必要な残高を残すと。残すこととしておりますため、新たな積立ては現状行っていないということを聞いておるところでございますけれども、頂いたご意見はごもっともだと思いますので、そういったことにつきましても、まずは関係する課長会なんかでも、基金の活用状況とかはどうかとか共有しながら、ちょっと課題認識を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 はい。

小枝委員

○小枝委員 同じことなんですけど、特別対策とかもやっていますと言ったんですけども、この一覧を見ると、単に保険料の未収金補填を増やしただけという。それ以外のところは、葬祭事業とか、所得割、独自軽減とかは一切増えていないねというふうな、たしか説明になっているんですね。

そうすると、いや、特別対策と言っちゃえば何かすごくやっているように見えるけれども、実際は未収金が増えているんじゃないかとか、また値上げをすればさらに増えるんじゃないかとか、持続可能性という点でどうなんだろうということは感じ取れるんですね。保険料を抑えたいのはみんな一致ということでしたから、知恵の出し合い、牛尾委員は国のほうからと言われたし、おのぞら委員は、何だろう、基金積立てを、もっと東京都の協議を強めてくださいよということだったと思うんですけども。

何ていうか、75歳以上の人々の健康とか安心というのは区政の根幹だと思うので、何かできないんですかというか、何かという言い方もあれなんですけど、これで14%増になれば、さらに支払い能力の低い人は、あっぴあっぴしちゃうと思うんですよ。その辺の千代田区状況、対象人数、それから未納者、そうした状況が分かれば教えてください。○小阿瀬保険年金課長 未納者の状況というところでございます。そうですね、収納率からしますと、後期高齢者医療につきましてはかなり収納率が高い状況でございまして、100%までは行っておりませんけれども、98、99%ぐらいだっただろうというふうに記憶しているところでございます。

なので、確かに、少ないとはいえども、やはりその収納率をさらに向上させて、保険料収入を上げることが一つございますし、また、先ほどご説明をさせていただきましたけれども、保険事業などの充実というところで、医療費を抑えていくということについても、保険料を抑えていく、長期的には保険料を抑えていく方策にはなろうかと考えておりますので、その両輪でやっていきたいというふうに考えているところでございます。○小枝委員 分かりました。実情からすると、財政力が一番高いのはやっぱり東京都だと思います。で、その東京都が、こうした、むしろ都民の暮らし、75歳以上の高齢者の暮らしのための安定財源をしっかりとしていきたいという、そういう交渉は現実、やっている関係課長会その他、あるいは議会挙げて、あるいは区長を挙げてやっているということなんでしょうか。

ここ、非常に、国からしたら、特に東京都の場合は、財源的には豊かですよということはあると思うんですよ。だから、やっぱりできることは自分たちの中でもやっていかなきゃいけないと思うんですが、その辺の実情が分かれば説明してください。

○小阿瀬保険年金課長 広域連合からは、担当する課長会などを通して、様々、情報共有、情報提供を頂いておるところでございます。その中で、広域連合と東京都の間でも、基金の使い方、活用の仕方などにつきまして折衝等を行っておりまして、特に今年に限りましては、かなり基金の投入も多いというか、かなり広域連合から東京都に対して交渉をさせていただき、東京都のほうもかなり前向きに検討してきたということでございます。

また、国からも、こういった事情を勘案しまして、基金を投入するということのような、活用するということのような国からの通達等もあったところでございますので、広域連合のほうも、東京都、また国からの通達なども含めまして、精力的にこうした基金の活用につきまして交渉してきたという経緯がございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）はい。

それでは、これより討論に入ります。

牛尾委員。

○牛尾委員 議案第21号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてについて、意見表明を行います。

本議案は、2026年、2027年度の後期高齢者医療の保険料の改定に際し、保険料の軽減に係る経費を一般財源から負担するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更するものです。

負担軽減者としても、保険料は均等割額で7,300円の値上げ、所得割も負担が増えます。一人当たりの保険料は1万6,000円増えます。昨年、75歳以上の高齢者310万人の医療費窓口負担が倍に引き上げられました。物価高騰で実質年金も下がる中、高齢者の生活を直撃しております。

そうした中で、75歳以上の保険料負担増は、高齢者の命や暮らしを脅かすことにつながります。自治体として保険料を抑える努力は認めますけれども、区で東京都や国などにも働きかけ、さらなる負担軽減策を行うよう強く求めていただきたいと思います。

以上の理由から、本議案には反対いたします。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。おのぞら委員。

○おのぞら委員 議案第21号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、賛成の立場から意見表明いたします。

本議案は、令和8年、9年度の後期高齢者医療保険料の改定に当たり、保険料の軽減策を行うことに伴い、広域連合規約の一部変更が必要となるものです。規約の変更は、地方自治法の規定により、広域連合を構成する各区市町村議会の議決を必要とするもので、内容も被保険者の保険料負担を引き続き軽減するために必要な措置であることから、本議案に賛成いたします。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第21号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 ふかみ委員、白川委員、おのぞら委員、えごし委員。賛成多数です。よって、議案第21号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬保険年金課長 議案第23号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部資料5に基づきご説明をいたします。

項番1、概要でございます。国民健康保険事業の安定的運営のため、令和8年度国民健康保険料率の改定等を行うものでございます。

去る1月29日に開催いたしました千代田区国民健康保険運営協議会におきまして保険料率の改定等の諮問を行い、審議の結果、了承されましたところでございます。これに基づき、保険料率の設定、保険料均等割の軽減措置対象者の拡大、国民健康保険料（子ども・子育て支援納付金分）の新設を行うものでございます。

項番2、改正内容でございます。（1）保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正についてでございます。

表を掲載してございますが、左側の表が現行の令和7年度の保険料率、右側の表が改正する令和8年度の保険料率でございます。保険料を算定するに当たりまして、本区では、令和6年度まで、東京都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料率を設定してまいりましたが、将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指すとする東京都国民健康保険運営方針を鑑みまして、本区におきましても、今年度より医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率を、特別区の統一保険料率と同率にいたしましたところでございます。

令和8年度におきましても、引き続き医療分、後期高齢者支援金分の保険料率につきまして、特別区の統一保険料率と同率にいたしますとともに、令和7年度まで統一保険料率への移行の経過措置期間が設けられておりました介護納付金分の保険料率と、令和8年度から新たに新設される子ども・子育て支援納付金分の保険料率につきましても、特別区の統一保険料率と同率にさせていただく予定でございます。

それでは、資料の表ですね、一番上の黒丸印、医療分と後期高齢者支援金分の保険料についてでございます。これは年齢に関係なく、加入者全ての方にご負担いただく分となっております。所得割率は、医療分が0.20ポイントの減、支援金分が0.11ポイントの増で、合計0.09ポイントの減となったところでございます。

次に、均等割額は、医療分が300円の増、支援金分が800円の増で、合計1,100円の増となったところでございます。

表の一番下段の賦課限度額でございますが、国の政令改正により、医療分の賦課限度額が66万円から67万円に引き上げられます。その結果、医療分と支援金分の合計の限度額は、92万円から93万円へと1万円の引上げとなります。

続きまして、その下の黒丸印、介護納付金分になります。こちらは40歳から64歳の方だけにかかる介護保険料負担部分でございます。所得割率は0.71ポイントの増、均等割額は1,600円の増となります。なお、賦課限度額は17万円の据置きとなっております。

続きまして、（2）の保険料減額措置対象者の拡大についてでございます。こちらは国の政令改正に伴い、令和8年度は保険料の均等割の5割軽減と2割軽減を判定する所得について、5割軽減対象世帯では被保険者の数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減対象世帯では56万円から57万円に引き上げるというものでございます。

続きまして、（3）国民健康保険料（子ども・子育て支援納付金分）の新設についてでございます。

子育て支援を拡充するため、高齢者を含む全ての世代や企業の皆様から拠出いただく子

ども・子育て支援金制度を、令和8年度より段階的に実施することが法律に規定されまして、医療保険制度ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から医療保険料と合わせて拠出いただくため、新たな保険料として条例にて定めるものでございます。

子ども・子育て支援納付金分の保険料につきましても、他の三つの保険料と同じく所得割率、均等割額及び賦課限度額が定められ、所得割率は0.27%、均等割額は1,800円、賦課限度額は3万円となっております。なお、均等割額につきましては、制度の趣旨を鑑み、18歳以下の被保険者の均等割額は全額免除となります。

項番3の施行期日、また、項番4の経過措置につきましては、資料記載のとおりでございます。

また、今回の条例改正に係ります新旧対照表を、別紙1に添付してございます。下線を引いた箇所が改正を予定する部分となります。後ほどお読み取りいただきたいと思っております。

次に、別紙の2、国民健康保険制度の改定経緯につきましてご説明をさせていただきます。

全国的な保険料水準平準化などの動きなどにつきまして、これまで国ですとか都の経緯などにつきまして、時系列に掲載をさせていただいているものでございます。今日におきましては、全国的な保険料水準の平準化等の動きが加速化してございますけれども、資料に掲載させていただいておりますが、令和5年5月、国民健康保険法の改正によりまして、都道府県保険料水準の平準化の推進が法律上明記され、この保険料水準の平準化の推進が、都道府県の策定いたします国民健康保険運営方針の必須記載事項となったところでございます。

このような動きを加速化するため、国では令和5年10月に保険料水準統一加速化プランを策定いたしまして、こうした趣旨のさらなる深化を図っているところでございます。令和6年2月には、こうした動きを踏まえまして、東京都におきまして東京都国民健康保険運営方針を策定し、「令和12年度に納付金ベースの統一を目指す」とすることが明示されたところでございます。

国では、令和6年4月からプロジェクトチームを発足させ、保険料水準統一に向けた各都道府県における取組を加速化させております。また、令和6年6月21日には、「経済財政運営と改革の基本方針2024」が閣議決定されまして、この中で、国保制度の都道府県内の保険料水準の統一を徹底することについて明記をされたものでございます。

こうしたことを踏まえまして、令和5年10月に策定した国の加速化プラン、こちらを令和6年6月26日に改定し、保険料水準統一の取組のさらなる加速化を進めているところでございます。

本区におきましては、東京都や国、こうした状況も踏まえまして、将来的に東京都統一の保険料率への移行が避けられない中で、今後も区独自の保険料率を継続した場合に、統一時の大幅な保険料上昇による被保険者の急激な負担増が想定される状況の中、速やかに保険料の統一化に取り組んでいく必要があるだろうというふうに認識をしておるところでございます。

続きまして、別紙の3でございます。

令和8年度、確定係数による東京都の納付金必要額及び千代田区の納付金額についてのご説明をさせていただきます。

先般、国から東京都に対しまして、令和8年度の国民健康保険料の算出に係る確定係数が示されたところでございます。東京都は、この係数を基に、東京都区域内全ての医療費等を賄うために必要な金額として、区市町村ごとに納付金を算定しております。

初めに、東京都全体における納付金必要額でございますが、資料の左側が国保に係る経費の歳出の内訳となりまして、右側が、その経費をどう賄うかの歳入の内訳を示しております。

まず歳出の内訳でございますが、都全体の医療費が7,730億円、後期高齢者の方に対する医療給付費の仕送り部分になります後期高齢者支援金が1,774億円、それから、40歳から64歳の方の分の介護納付金が680億円、子ども・子育て支援納付金が167億円となりまして、合計1兆351億円ということになってございます。

次に、歳入の内訳でございます。3種類ございまして、まず、一番左側の縦棒部分になりますけれども、国や都から交付される公費を示してございまして、先ほどの歳出全体からこの3,754億円を差し引きいたします。

次に、全体経費の真ん中部分の前期高齢者交付金ですが、こちらは65歳から74歳の高齢者の方々の人数に応じ国から交付される交付金で、この2,223億円を差し引いた残りの赤い表示の部分が、東京都全体で賄う納付金の総額となりまして、都内の区市町村が負担する合計額が4,374億円となっております。

次に、この都全体の納付金から千代田区が納めるべき納付金の額を算定する考え方についてご説明申し上げます。

下段の図をご覧ください。納付金の赤い部分が都全体の納付金額となりますが、これを都全体の所得に応じてお支払いいただく応能分と、都全体で一人当たり必ず納めていただく固定費の部分の応益分に振り分けます。この割合は、都の所得水準を反映いたしました58対42の割合とさせていただきます。このうち応能分は、東京都全体に占める千代田区の所得の割合を掛け算し、応益分は東京都全体に占める千代田区の被保険者数の割合を掛け算し、それぞれ千代田区が納めるべき額が計算されております。これらに東京都平均の医療費指数、こちらを掛け算いたします。こうして算出されたものが千代田区の納付金総額で、青枠で表示している部分になりますけれども、24億9,748万円となるところでございます。

ここまでが、千代田区が東京都に納める納付金の計算の考え方でございます。

最後になりますけれども、資料の下段、項番2のところでございます。令和8年度千代田区国民健康保険保険料率の算定方法をご覧ください。

特別区統一保険料率の試算方法について掲載をしております。資料下段左側、特別区の賦課総額の算定、こちらをご覧ください。

特別区の統一保険料率の算定には、まず、特別区全体の賦課総額の算定を行います。実線赤枠で示しております特別区全体の納付金総額に、保険事業、出産葬祭費用などの支出項目を加えまして、ここから収入見込みの公費を差し引いた金額が緑の枠、特別区の賦課総額になります。

続きまして、資料下段右側、特別区統一保険料率の算定をご覧ください。先ほど算定いたしました特別区の賦課総額を、特別区の所得水準を反映する形で応能分と応益分で案分いたします。応能分である保険料率は、応能分の必要総額を特別区全体の被保険者所得総

額で割り算いたします。応益分でございます均等割額は、応益分の必要総額を特別区全体の被保険者数で割り算をいたします。

こうして求められた数字が、図の一番右側の黄色い枠で囲んだ数字が、特別区の統一保険料率ということになります。令和8年度の所得割率は、医療分7.51%、支援金分2.80%、介護分2.43%、子ども分0.27%。均等割額につきましては、医療分4万7,600円、支援金分1万7,600円、介護分1万8,800円、子ども分が1,873円となったものでございます。

資料のご説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 ご説明ありがとうございます。複雑なんで理解できていないところがあると思うんですが、これ、所得率が下がったのに全体の額が上がったというのは、平均所得が上がったからなのか、あるいは、応能分が、被保険者が減って、人数が減った分をほかの人が負担するから増えたとか、そういう感じの理解でよろしいでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 すみません。ちょっとご質問は、ごめんなさい、えーと……

○白川委員 応能分の率が減っているのに、全体の額が増えているのは、要するに率は減ったけれども、平均所得が増えているから額が増えているのか、あるいは応能分が増えた、子どもの分が増えていると思うんですが。あるいは、被保険者が減ってしまったんで、ほかの人たちがもっと増やさないと合わなくなっているのかなという疑問です。

○小阿瀬保険年金課長 大変失礼いたしました。要因というところでございますけれども、おっしゃっていただいたように、子ども・子育て支援金が増えているということがまず第一にあるというところ、あと、被保険者数がやはり減っているということも、原因としては一つあるというところと考えておるところでございます。

○白川委員 所得が増えているということではないわけですかね。平均所得が増えたから、率が減ったのにもかわかわらず、取れる分は増えたとかって、そういう理解はありますか。あるいは、それはほとんどないでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 特別区の統一保険料方式というところでございます、当然、所得も、都内全体で上昇するというところもございますので、その要因もあるというふうに認識してございます。

○白川委員 あと、都と千代田区が、何ていうんですかね、同じようになっていくというときに、ほかの区は大変だけれども千代田区は余裕があるみたいな、そういう差みたいなものというのができたりはしないんですか。

○小阿瀬保険年金課長 当然、各自治体によって所得ですね、の状況が違いますので、所得割率で取れる保険料が自治体ごとに違うということもございまして、そういった部分の差というのはあるというふうに認識しているところでございます。

○白川委員 じゃあ、最後に、どうして、これまでは区独自にやっていたのに、今後は都にそろえるという方針に変わったのかが、もし理由があれば教えてください。

○小阿瀬保険年金課長 これまでは、おっしゃるように、保険料を抑えるため、独自に保険料率、令和6年度まで算定してまいりましたけれども、経営資料のところでもご説明させていただきましたように、全国的な保険料の平準化の動き、加速化、まあ、加速化プラ

ンなんかもできまして、そういったものが加速化していることと、あと、令和5年度の法改正によりまして、都道府県が定めます国民健康保険運営方針のところでも、保険料平準化、統一化のところ、ここの部分を運営方針の中にも記載して、行動していくということが明記されましたところもございまして、都の運営方針、令和6年の2月に策定してございますけれども、そこにおきましてもこうした保険料の統一化というところにつきましては今後進めていくというところでありまして、まずは令和12年の納付金を計算する方法の統一ということで、納付金ベースの統一というのを都内全体でやっていこうという、統一化の前の前段階としてそういった行動目標もあるという中で、やはりこのまま一般財源などを活用して保険料を独自に下げて算定する方法というのは、なかなか、こういった全国的な流れの中で、もう我々自治体として、取っていく方向ではないだろうというところで、今年度の保険料率から、まずは特別区の統一保険料方式に乗せていこうというところでやらせていただいているという、そういった経緯でございます。

○池田委員長 おのぞら委員。

○おのぞら委員 別紙3の中段にある、都全体に占める所得割合というのが、令和7年度と令和8年度でどう違うのかというのを教えてください。数字ですね。

○小阿瀬保険年金課長 申し訳ございません。ごめんなさい、ちょっとご質問をもう一度……

○池田委員長 もう一度、おのぞら委員。

○おのぞら委員 ええ。私が伺いたかったのは、千代田区の納付金の変動理由で一番大きいのはここだと思っているんですよね。都全体に占める所得割合。で、千代田区に所得の高い人が流入してきましたと。その場合、ここの都全体に占める所得割合が上がると思うんですよね。そうすると、千代田区の納付金も増えると。で、そうすると何が起きるといって、以前から、ずっと前から住んでいらっしやった比較的所得が高くない方たちにその分が転嫁されてしまう。そこをちょっと心配してまして、ですので、令和7年度、令和8年度で、この都全体に占める所得割合というのが幾つなのか、その数字を教えてください。

○小阿瀬保険年金課長 都全体の所得割合というところ、すみません、ちょっと、今、数字としてこれというふうなお示しができませんけれども、今ご質問でおっしゃっていただいたように、やはり各自治体によって平均所得というものが違いますので、その納付金というものも、それに応じて違ってくるというところでございます。

千代田区ではご覧の24億9,748万円ですけれども、ほかの自治体では、当然、被保険者数も違いますし、所得も違うというところでございますので、額もそれぞれ違うというところでございます。当然、千代田区に所得の多い方がやはり入ってこられるということになった場合には、納付金もそれぞれ上がってくるだろうというふうに認識しているところでございます。

○池田委員長 7年度と8年度では、数字は、今、手持ちでないということですね。（発言する者あり）

○小阿瀬保険年金課長 ちょっとお調べをいたしまして、7年度、8年度の納付金の状況ですかね。ちょっと所得、そうですね、所得割合というところが、どういった、ちょっと数字をお出しすればいいかというところが、すみません、ちょっと今、あれなんですけれ

ども。ちょっとお調べさせていただきまして、回答させていただきます。

○池田委員長 暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時28分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。保険年金課長。

○小阿瀬保険年金課長 お時間を頂きまして、ありがとうございました。申し訳ございません。ご答弁させていただく前に、大変申し訳ございません、資料の訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

保健福祉部資料5の2の改正内容の（1）の黒丸の2番目、介護納付金分、40歳から64歳の被保険者にかかります令和8年度の均等割額。こちらの額1万7,800円という部分と、別紙の3でご説明をさせていただきました項番2の保険料率の算定方法のこの特別区保険料率が記載された赤い点線の枠の中の黄色い枠のところの均等割額。一番右下のところの部分に掲載をしてございます介護分のところ、1万8,800円と、数字が両方の表で違ってございまして、正しくは、この1枚目の資料5に掲載してございます1万7,800円、こちらが正しい数字になりますので、この別紙3につけさせていただいております、ここの介護分の1万8,800円を1万7,800円に訂正いただきたく存じます。大変申し訳ございません。

○池田委員長 はい。委員の方はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、答弁をお願いいたします。

○小阿瀬保険年金課長 はい。先ほどご質問を頂きました所得割合につきましての令和7年度と8年度の差というところでご質問いただいたところでございます。

こちらにつきましては、令和8年度につきましては0.672%ということでございます。で、令和7年度につきましては0.662%ということございまして、さほど変わってございませんが、0.01%の上昇というところでございます。

○池田委員長 おのぞら委員。

○おのぞら委員 はい。ありがとうございます。0.01%の増ということであまり変わらないということで、そうすると、最終的にその均等割、最終的に課される均等割額にもあまり影響はなかったということだと思いますので、引き続きここの数字は、また来年度以降も教えていただければと思います。

一方で、均等割のところの軽減策なんですけども、今回、減額分5割減額、2割減額ともに、減額措置対象者が拡大されたということなんですけども、この人数について、改正前と改正後で、それぞれ5割、2割、適用される方の人数を教えてください。

○池田委員長 分かりますか。

保険年金課長。

○小阿瀬保険年金課長 大変申し訳ございません。ちょっとお調べさせた上で、後ほどご報告をさせていただければと存じます。申し訳ございません。

○池田委員長 おのぞら委員、この後、続けられるんでしたら。

○おのぞら委員 大丈夫です。これ、聞けたので。

○池田委員長 大丈夫ですか。はい。

続いて、小枝委員。

○小枝委員 大変なところ、すみません。

この、本当にややこしく分かりづらい制度ではあると思うんですけども、基本的に国民健康保険制度というのは、これ、自治事務ですよ。

○小阿瀬保険年金課長 はい。自治事務でございます。

○小枝委員 はい。でありながら、この、何ですか、納付金の統一化とか平準化の加速化とか、そういう圧力がかかってきていて、千代田区独自にやってきた軽減のための制度が、もう、できなくなってしまった。それは、まあ、できないというのは法的に違法だということじゃなくて、いつか突然来るよりは今から徐々に対応していこうというふうに聞こえたんですけど。

これだと、本当に、都心の千代田区は、確かに収入が多い方もいるけれども、現実問題、物価の高さというのは他で言い表せないほど高いわけですし、それぞれの困難性が違う。で、このことに関して、例えば、私はかねがね思っているんですけども、介護保険みたいに段階をもっと多層化して、今だと1,000万円年間収入でも1億円年間収入でも同じ金額が取られるという矛盾があるわけです。介護保険については、もっと、それを段階を分けることによって負担減してもらっている。

こういうふうなことを、だったらできるようにしろとか、やっぱりこちら側も、受けるばかりではなくて要望していく、都心の足元からちゃんとボトムアップで物を言っていくというようなこともないと、やられっ放しなんじゃないですかね。そこはどうでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 全国的な統一化の流れ等々の中で、先ほど経緯等も申し上げましたけれども、やはり日本全国、そして東京都でも統一化を進めていくというところで、共同保険者として東京都とセットで考えていくというところの部分から、その流れは今だろうというところで認識しているところでございますけども、確かに制度的な根本の部分、制度的な法上の課題とかということも確かに一方では言われているところもありますので、そういったところにつきましては、我々も課題認識を持ちながら、どうやって制度を維持していこうかというところも、様々、関係課長会なんかもございますので、情報共有をさせていただいているところでございます。

そういった中で、やっぱり、今のこういった繰入れなんかもそうですけれども、そうした自治体、現状でもやっているところではございますけれども、そこら辺の在り方等々を含めましても、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○小枝委員 ちなみに繰入れの金額なんですけれども、令和6年にそういったことが言われて、令和7年、つまり今年対応で、今度の予算で二度目だと思うんですけど、幾ら、その部分は差引きになっているんですか。

○小阿瀬保険年金課長 繰入れにつきましては、今年度、約1億円、来年度というか、この算定に当たっては1億1,000万を予定しているところでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこは、やっぱり自治事務なんですから、打ち返しをしていく必要があるだろうと。ただ、打ち返すところというのは、行政ばかりではない。議会のほうも、たしか、あれっ、何か委員長会とかあるんですよ。ないんですけど。そういう、こういうもの

に対して物を言っていく。国保運営協議会、こうしたテーブルというのは、課長会以外に、区長会であるとか議長会であるとか、あるいは福祉の委員長会であるとかですね、（発言する者あり）ない。あらゆる場を通じてやはり戦略を考えていかないと、これだけ国の政治が、消費税と社会保険の負担でこれだけ増えている時代に、今年もまた負担増をお願いいたしますというのが言えるのかということ、結局言うんだけれども、それはやっぱり自治体として説明がつかないんじゃないかというふうに、私は思うんですよね。それは決して課長のせいでも何でもなくて、やっぱり戦略を描いていかないと厳しい。誰がやるんだ、いや、国のせいだと言っていけば済む問題じゃない、だけじゃないという、ここが決定の現場なので、そこはやっぱり知恵を全力で出さないと、2年間で2億円減りましたということが、そうですかというふうになるのかなというのは、大いに疑問だなというふうに思います。

○小阿瀬保険年金課長 こういった制度の根本の部分につきましても、まずは我々担当から、また課長会という部分の中で熟慮を重ねまして、それで担当部長会、そしてまた副区長会、区長会という流れで報告をする執行機関の流れ等々。また、対区民に対しましては、こういった議会の場も含めまして、また国保の運営協議会なんかも自治体レベル、この我々基礎自治体レベルでも、また東京都の、都のレベルでも、都道府県レベルでも、そうしたことをやっている中ではございますけど、やはりこういった制度的なところの課題認識というのは持ちながら、どうしていこうかというような将来像を描いていくというようなことはやっぱり必要なことかと思っておりますので、頂いたご意見なんかも踏まえまして、制度根本に関する部分につきましても情報共有などを重ねまして、鋭意研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 先ほどのやり取りであるとおり、国保は自治事務であって、ぶっちゃけて言えばですよ、都に対しての納付金。ちゃんと言われた額の納付金を納めれば、それを保険料で賄おうが区が税金を出そうが、それは自治事務だからできるわけですよ。例えば、国保というのは、後期と違って、自治体の努力によって保険料を下げることが可能な保険制度ではあるわけですよ。

で、まずお尋ねしたいんですけど、今回もまた国保料が上がりますけれども、これ、国保運協で、この保険料について、何かしらご意見とかはあるんですか。もう収入の1割以上が保険料で消えちゃうという制度は、もう、これ、国保しかないですから。これについて何かご意見とか出ているかどうか。いかがですか。

○小阿瀬保険年金課長 せんだっての運協では、特段ご意見は頂いていないというところでございます。

○牛尾委員 ちょっとね、そういった国保運協で意見が出ないというのも、ちょっと大変な話だなというふうに思うんですけれども。本会議の質問では、国保の加入者は低所得者で、今、医療費も増えているから、国保料、保険料が上がるのは仕方ないんだみたいな答弁がありましたけれども。そうした姿勢ではいかんと思うんですよね。国保加入者の多くは、非正規などの労働者や、あとは、もう本当に年金生活者で75歳いかない方々とか、とにかく収入が低い方々が多数入っているのが国民健康保険なんですよ。

で、本会議の質問でも、今回、国保の保険料を引き下げのために、前回の剰余金、これも活用していますよというふうな答弁がありましたけれども、これ実際、今回、剰余金活用というのは、大体どれぐらいの割合で、剰余金のどれぐらいの割合を活用しようとしているのか、活用しているのか、その辺の数字はわかりますか。

○小阿瀬保険年金課長 今回、納付金の不足分を補うために、剰余金、繰越金の活用、1億5,000万を考えてございまして、パーセンテージにしますと、約18、19%ぐらいになろうかというふうに考えているところでございます。

○牛尾委員 これについても、もちろん基金というか、要するに戻さなきゃいけないお金もあるでしょうから。ただ、やっぱり剰余金も別に、ぶっちゃけて言えば、使ってもいいわけだ。それで保険料を下げるというのも可能なわけで、この割合を上げていくというのも私は必要だと思います。

で、一つ、やっぱり保険料の、この高い保険料を引き下げていくには、やはり加入者一人一人にかかる均等割保険料、これをどうしていくかと。所得割については、これは収入に応じてですから、これはもう、収入がある人は払うというふうになると思うんですけども、均等割保険料は、収入がない子どもたちのも取られちゃいますからね、これ。国のほうで半分出すようになるということですけども、ここについても、やっぱり区独自として、しっかりと手当てしていくということも、これは必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、本会議では国の動向というふうなことがありましたけれども、これ、自治体でやっているところもあるわけですから、やっぱりそうしたところも目を向けて保険料を下げていくということに努力していただく必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○小阿瀬保険年金課長 一般会計からの繰入れや繰越金の活用等々、現状もさせていただいているところではございますけれども、均等割しかり、そういった一部の部分に、一般財源やらを充てていくことというのはやはり慎重に考えなければいけない部分がありますし、また繰越金につきましても有限なものでございますので、大幅に増えるということはないところでございますので、ここも慎重な活用というのが必要になってくる中で、均等割を例えばなくすとか、そういったことを区独自にやるというところはちょっと難しいかなと、現段階では考えているところでございます。

国のほうにも、区長会なんかも通して、そういった均等割を軽減することとか、そういう制度的な分のことについては、区長会のほうでも、要望として国には出させていただいているところでございます。

○牛尾委員 まあね、これも両方あるわけですよ。国としてしっかりと国保会計に税金を投入していくということを一番にし、国として、本来均等割保険料というのは、もう国として少なくとも子どもの分は、全て国から、じゃあ出しましょうというふうにしていくのが、私は必要だと思うんですよ。

ただ、実際としても、そうして保険料を下げる努力、これは別に、一般財源からの繰入れを、これ、増やしていくというのは法的には別に全く問題ないわけですし、均等割保険料を負担していくということについては、これは国保会計とは関係なく、一般財源下の支援として、暮らしへの支援としてできるわけだから、そこも今後検討していただきたいというのと、しっかり、国に対しては、まあ、やっていらっしゃいますけど、さらに、

半分と言わず、子どもの保険料は国が負担せよということについても、国に対してしっかり意見を言っていたいただきたいと思います。いかがですかね。

○小阿瀬保険年金課長 現状も、令和7年度、今、牛尾委員のおっしゃられた趣旨の均等割に関する部分、要望はしてございます。今後も、特別区での対応ということにはなりませんけれども、私も、まずは担当レベルでということの中で、そういった制度的なところ、様々、どういった制度がいいんだろうかということについては、研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）はい。

それでは、これより討論に入ります。

牛尾委員。

○牛尾委員 議案第23号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、意見表明をいたします。

本議案は、本年4月から国民健康保険料について、保険料均等割額で1,100円、介護納付分で1,600円、子育て支援分で1,800円、それぞれ負担が増えるものです。介護納付金は所得割率も上がってまいります。

本来、子育て支援を、国保加入者などほかの世代で負担するのではなく、国が責任を持って子育て支援を行うべきものです。さらに物価高がいまだに終わりが見えません。特に国保世帯の75%以上は所得200万円未満で、加入者の多くは、高齢者や無職、非正規労働者、個人事業主など、生活が大変な世帯、個人であると言われております。

物価高の中、国保料の値上げは、国保世帯にさらなる打撃を与えるもので、容認はできません。全国を見れば、子どもの均等割額を無償にするなど、収入がない子どもの国保料を減免するなどの負担軽減の努力を行う自治体がある一方、区は国保世帯の抜本的な負担軽減に残念ながら後ろ向きと言わざるを得ません。区として、政府に対し、国保料が高い要因の一つである均等割保険料をせめて18歳までは無償にすることを強く要請することを求め、また、区独自の国保料軽減策を強めることを求め、本議案には反対いたします。

○池田委員長 はい。

ほかはいかがですか。

おのぞら委員。

○おのぞら委員 議案第23号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見表明をいたします。

本議案における条例改正による保険料率の改正は、国の進める将来的な保険料負担の平準化を踏まえていくことの必要性や、都内の国民健康保険料の完全統一を目指すとする東京都国民健康保険運営方針に基づくものであります。また、子ども・子育て支援納付金ほか、その他の改正についても、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、全国的に統一した対応が求められるものであると考えます。

今後の持続的で安定的な国民健康保険事業の運営のためには必要な条例改正であること

から、本議案に賛成いたします。

○池田委員長 はい。討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第23号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 ふかみ委員、白川委員、おのでら委員、えごし委員。賛成多数です。よって、議案第23号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第23号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

午後0時48分休憩

午後0時50分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。子ども部、（1）令和8年度「おがちよ教育交流事業」の実施について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料2に基づきまして、令和8年度「おがちよ教育交流事業」の実施についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、派遣の日程がお盆の時期に入ってしまうということで、ちょっと早いんですが、すみません、ご報告のほうをさせていただければと思います。

こちらにつきましては令和6年度から実施をしまして、令和8年度で3か年目を迎える事業でございます。

世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史や独自の伝統を築いてきた文化等を学習し、現地での様々な体験を通して、豊かな人間性や環境への意識を高め、平和や文化を尊重する態度の育成を図るということで、区立中学校、中等の前期課程の生徒も対象として、小笠原村に派遣を行っております。

令和8年度の派遣日程でございますが、8月14日から20日の6泊7日ということで、ちょっとこのお盆の時期の船、船便のほうが6泊7日になってしまうということで、本年度、令和7年と比べて1日多くなる予定でございます。

派遣生徒数につきましては、変わらず18名でございます。また、派遣生徒は、米印で書かせていただいておりますが、一次選考の書類選考の後、面接、二次選考で決定することになってございます。

4番の参加費でございますが、1万5,000円というところは変わらずでございます。

応募の方法は、3月23日から4月10日の期間で、千代田区ポータルサイトから応募をしていただく予定でございます。

また、引率につきましては、教育委員会の事務局や教員から8名程度と予定をしております。

裏面に入ります。

7の今後のスケジュールでございますが、7年度と変わらず、事前学習会は3回、また事後学習会は2回、最後、報告会を予定してございます。この日程につきましては、今後

変更の可能性がございます。

なお、8番の保護者事前説明会ですが、4月3日金曜日18時半から、区役所4階の会議室で実施予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○池田委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 簡単にですけども、今回、また前回に引き続き区立中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する生徒ということで、区立の方のみということになっているんですけども。平和使節団との兼ね合いといいますか、平和使節団の場合には、区立だけではなくて私立の方、在学の方ということでやっているわけなんですけども、このおがちよ教育交流事業についても、多少そういった枠を設けるといのはいかがなんでしょうか。区立の子だけではなくて、私立の子で在住の子とかですね。

○加藤子ども総務課長 この協定でございますが、千代田区の教育委員会と小笠原村の教育委員会で協定を締結しているといったところもありまして、向こうから来ていただくのも、向こうはちょっと私立の学校はないですが、公立の中学校のお子さんたちも、今年の6月上旬頃にお越しいただくということもありますので、やはり交流に慣れたところとそれぞれ提携してやっていたらいいところ、この事業については公立、公立というか区立の中学校のお子さんたちを交流させようといったところで実施をしているものでございます。

○おのでら委員 はい、承知いたしました。

ただ、九段中等の話にまたなってしまうんですけども、在住じゃない子も半分いらっしゃるの九段中等でもありますから、この事業は税金を投入しているということもあります、そういうところも含めて、今後検討を一つ加えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 こちらの事業も、3か年というお約束で実施をしている事業でございます。令和8年度が3か年目に当たりますので、また、それ以降どうしていくのか、実施をしていくのか、また実施の方法についてもトータルで検討のほうをさせていただきたいと思っております。

○池田委員長 よろしいですか。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）令和8年度「おがちよ教育交流事業」の実施についての質疑を終了いたします。

次に、（2）東京都認証学童クラブの決定について、理事者からの説明を求めます。

○宮原児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料3に基づきまして、東京都認証学童クラブの決定が行われましたので、そのご報告をさせていただければと思います。

1番の背景でございますが、東京都における学童クラブ事業では、平成22年度より職員体制や開所時間において国基準を上回る都型学童クラブ事業を実施しておりまして、本区においても平成23年度から令和6年度実績で申し上げますと、11施設を都型学童クラブとして対応してきたものでございます。

今般、令和7年度から、東京都が新たに子どもと保護者のニーズに応える多様なサービスを提供することを目的に、東京都認証学童クラブを開始したところでございます。この認証学童クラブは、現行の都型学童クラブを上回る放課後児童支援員の配置や児童数の上限等を定め、さらなる学童クラブの質の向上を支援するものでございます。

2番におきまして、東京都認証学童クラブの主な運営基準ということで、国基準と都型学童クラブの基準を書かせていただきました上で、一番左に認証学童クラブの基準につきまして、主なるものを載せさせていただいております。

例えば専用区画でございますが、全て基準1.65平方メートルなんですけれども、認証学童クラブ、現状は1.65平方メートルなんですけれども、将来的には1.98平方メートルになるというところを聞いております。ただ、当面の間、1.65平方メートルというところは伺っております。

また、児童数の規模でございますが、国基準につきましては、1支援単位、いわゆる一つの教室単位ですね、において、おおむね40人以下となっておりますが、上限はございません。

都型学童クラブについては、1支援単位で10人以上70人以下というところで、ただし、おおむね40人以下が望ましいとなっていたところ、1支援単位で認証学童クラブにつきましては、10人から、上限40人となっております。ただし、41人から45人までは、経過措置として、移行型として認めるような形になってございます。そのほか、職員体制、開所日数、開所時間、質の評価等も、参考に載せさせていただいております。

裏面に参りまして、本区で東京都認証学童クラブの決定を受けた学童クラブをご報告申し上げます。

既存の都型学童クラブ対象の民設民営学童クラブ11施設のうち、今回、認証基準を満たす以下の7施設におきまして認証申請を行い、先般、東京都から認証決定を受けたところでございます。

以下の7施設でございます。麹町こどもクラブ、東神田らる学童クラブ、学童保育じゃんぷ九段クラブ、ベネッセ万世橋学童クラブ、ポピンズアフタースクール一番町、グローバルキッズ飯田橋第一学童クラブ及び第二学童クラブでございます。

後ろの三つにつきまして米印をつけさせていただいておりますが、先ほどの認証基準で申し上げるところ、上限40人にはならないんですけども45人までに収まったということで、令和9年度までの移行型ということで認証を受けたところでございます。

4番の認証の基準日でございますが、遡って令和7年4月1日から認証を受けたという形で、決定を受けたところでございます。

5番といたしまして、今後の方針でございます。まず、令和9年度末で、既存の東京都の都型学童クラブ事業が終了することから、現在、認証基準を満たしていない学童クラブについて、都型学童クラブを中心に、次年度以降、また認証化を目指してまいりたいと思っております。

また、先ほど申し上げました移行型で認証を受けている3施設に関しましても、令和8年度以降に、認証基準、先ほど40人以下を満たした場合には、再度、通常型として申請を行わせていただきたいと思います。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 基準が拡充されるということはいいいことだと思うんですけども、これによって、例えば区からの運営補助とか、そうしたものの、何ていいますか、変化といいますか、そういうのはあるんですか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 こちら、もともと、都型の学童クラブ、また認証学童クラブも、認定を受けた場合に、都のほうから補助金を頂けるという制度になっておりますが、もともと千代田区の学童クラブにつきましては、区が誘致をさせていただき、協定を結びながらやっていた関係で、それぞれの児童の入会、運営費については、1人につき2,000円で頂いておるところでございます。なかなか、その運営経費が難しいということがございますので、区のほうでもともと大部分の補助を出しておるところでございますので、都の補助金、今回のもので増えるんですけども、ほぼほぼ、各学童クラブの補助金が、これによって大きく変わるというものはございません。

○牛尾委員 例えば、職員体制についても拡充されるわけじゃないですか。で、規模、児童数にしても、45が40までになりますよと。となると、当然ながら支援員を増やさなければいけない状況にもなるかもしれないじゃないですか。そうなった場合に、補助というのは、区としてはどうするのかなというのは気になるんですけど。

○宮原児童・家庭支援センター所長 まず職員配置についてですが、そもそもこちらの既に認証学童クラブ事業の職員体制を満たしている事業所について申請をしておるところでございますので、今回の認証に併せて今後さらに増やすということではなくて、もともと区のほうで補助を出す中で、相応の措置を取っている学童というところになります。

○牛尾委員 それは移行型のところもそうですよということでもよろしいんですか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 おっしゃるとおりでございます。移行型につきましては、先ほど申し上げましたとおり、各クラブの受入れの人数が多い関係で、40名をちょっと超えてしまっているというところがございます。

○牛尾委員 あと、9年度末で既存の学童クラブ事業が終了しますよということで、今の認証の基準を満たしていないところも認証化していくんだ、目指していくんだとありますけど、ここについては、とにかく、どのように目指していくのか。要するに、受入れ人数を減らしていくというふうになっていくのか、それとも、規模、部屋の数とかを広くしていくというふうにするのか、その辺のやり方というのはどうなんですか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 私立の学童につきましては、定員を少し超えて受け入れていただいているところもあれば、定員にまだ満たっていないところもございます。今回で言うと、定員に満たないところ、1支援単位で10人未満の学童クラブもあるところですので、そういった中で、総体で平準化を目指してまいりたいなというところで思っておるところでございます。

○池田委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）東京都認証学童クラブの決定についての質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終了し、日程の2、報告事項を終わります。

次に日程の3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○緒方障害者福祉課長 令和6年の4月19日に平河町にてオープンしました、千代田区立障害者福祉センターえみふるにおきます自主事業でありますちよだんごカフェでございますが、今年度、令和8年3月末日をもちまして閉店することとなりました。関係者には連絡済みでございますが、本日の報告を終えた後、ちよだんごカフェの店頭及びえみふるホームページに掲載するよう準備を進めていると聞いてございますことを報告させていただきます。

以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して質問はございますか。

○牛尾委員 すみません。もし閉店の理由などが分かるならば、教えていただきたいんですけども。

○緒方障害者福祉課長 やはり自主事業で区の補助など一切ないもので、平河町というところの賃料ですとかそういったところでやはり赤字が雪だるま式になっておりまして、そもそも二、三年ぐらいまでかなというのは当初から言っていたんですけど、やっぱり2年で終了するというところになったということでございます。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○小阿瀬保険年金課長 先ほど議案審査の際におのでもら委員のご質問の中で、軽減策の対象者の人数の改正前後の比較、人数ですね、というお話があったかと思っておりますので、ご参考として数字をご報告させていただきたいと思っております。

5割軽減の方の令和7年度的人数442人、令和8年度が426人。2割軽減の方が、令和7年度310人、令和8年度320人という状況でございます。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。ありがとうございました。

おのでもら委員、よろしいでしょうか。おのでもら委員。

○おのでもら委員 5割軽減の対象者が、ちょっと減ってしまったと。その代わり2割軽減の人が少し増えたという形だと思うんですけども、ここの数字というのはもう変えられないわけですよね。この計算式というんですかね、それは変えられないということで、よろしいですかね。そこだけ、すみません、最後。

○小阿瀬保険年金課長 こちらの式のほうは、変更できないというところでございます。

○池田委員長 はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後1時08分閉会